

シッキム州

政府 官報

臨時

当局により発行

ガントク

2006年9月18日(月)

第304号

シッキム州政府

総括首席森林保護官及び事務次官室

森林環境野生生物管理局

ガントク 737 101 シッキム州

NO: 504/F

日付: 2006年9月14日

通知

州政府は、2002年生物多様性法のセクション63により与えられた権限を行使し、とりわけ以下の規則をここに定める:-

1. 略称、範囲、及び開始時期:

(1)本規則は、「2006年シッキム州生物多様性規則」と呼ぶことができる。

(2)本規則は、シッキム州全域に適用される。

原文タイトル: Forest, Environment and Wildlife Management Department, Notification

原文リンク:

<https://s3.amazonaws.com/km.documents.attachments/1f6a/1c63/edfb4ee11e7bbbf92626af32?AWSAccessKeyId=AKIAI7FAKFTLBEQGAW3Q&Expires=1531987429&response-content-disposition=inline%3B%20filename%3D%22Sikkim.pdf%22&response-content-type=application%2Fpdf&Signature=We2C%2Bprd4D0O4NMjwpZlzKHR58%3D>

(最終アクセス日:平成 30 年7月 19 日)

(3)本規則は、州政府が官報による通知で指定した日付より効力を持つ。

2. 定義

本規則において、文脈上他の意味に解すべき場合を除き-

- (a) 「本法」とは、2002年生物多様性法をいう；
- (b) 「当局」とは、本法セクション8に基づき設立された国立生物多様性局をいう、
- (c) 「理事会」とは、本法セクション22に基づき設定されたシッキム州における生物多様性に関する理事会をいう；
- (d) 「生物多様性管理委員会」とは、本法セクション41に基づき地方団体により設立された委員会をいう；
- (e) 「会長」とは、州における生物多様性に関する委員会の会長をいう；
- (f) 「費用」とは、本規則の附則に定めるあらゆる費用をいう；
- (g) 「様式」とは、本規則の附則に指定する様式をいう；
- (h) 「森林及び野生生物関連法」は、1927年インド森林法、1988年のシッキム州における森林、水路、道路保存（保護及び保全）に関する法律、1972年野生生物（保護）法、1986年環境（保護）法、1980年森林（保全）法、及び環境森林局が現在又は今後施行するその他のあらゆる法律を含む；
- (i) 「森林及び野生生物に関する違法行為」とは、森林及び野生生物関連法令に記された違法行為をいう。
- (j) 「生息地」、「車輛」、「兵器」、及び「野生生物」は、1972年野生生物（保護）法においてそれぞれ与えられる意味を持つものとする；
- (k) 「メンバー」とは、国立生物多様性局又は州における生物多様性に関する理事会のメンバーをいい、それぞれの会長を含む；
- (l) 「執行メンバー」とは、理事会の執行メンバーをいう；
- (m) 「附則」とは、本規則に付属された附則をいう；
- (n) 「セクション」とは、本法のセクションをいう；

- (o) 「トレッキングのサービス提供者」とは、トレッキングのポーター、自然公園の動物取扱責任者、料理人、ガイド、そのアシスタント及びトレッキングを支援するその他のあらゆるスタッフをいう；
- (p) 「年度」とは、4月1日から開始する財政年度をいう；
- (q) 本規則にて使用される表現で本規則内に定義が存在しないものについて、これが本法において定義されている場合、本法でそれぞれ与えられたものと同じ意味を持つものとする。

3. 会長の選定及び任命方法

- (1) 理事会の会長は、州政府の任命により、生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに衡平な利益配分に関連する事項について十分な知識及び経験を持つ卓越した人物がこれを務めるものとする。

4. 会長の任期

- (1) 理事会の会長は、その任期を3年とし、再任される資格を有するものとする。
- (2) 会長は、最低でも一ヶ月前にその旨を州政府に通知することで、辞任することができる。
- (3) 本規則におけるその他のあらゆる条項に関わらず、その任期は州政府が定めるものとする。

5. 会長の給与及び手当

- (1) 理事会の会長は、理事会の責務を果たす上で給与及びその他の手当を受け取る権利を持つものとし、これは州政府により設定されるものとする。

6. 非正規メンバーの指名、任期、及び手当

- (1) 野生生物の多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、及び生物資源の利用から生ずる利益の衡平な配分に関連する分野の専門家について、同一分野からの州政府による非正規メンバーの指名は6名までとする。このうち2名以上を地域のコミュニティから起用するものとする。
- (2) 理事会の非正規メンバーについて、一回の任期は指名を受けた日付から3年以内とする。
- (3) 非正規メンバーは、理事会による単一又は複数の会議への出席について、州政府が定めた額の参加手当、交通費、日当などの手当を受け取ることができる。

7. 非正規メンバーの空席の補充

- (1) 理事会の非正規メンバーは、州政府に宛てた手書きの書面にてその旨を通知することで、任意の時点において辞任することができ、これにより理事会における当該メンバーの席には空きが生じる。
- (2) 理事会において予定外の空席が生じた場合、後任を新たに指名するものとし、指名を受けた後任の理事会メンバーの任期は、前任の理事会メンバーの残りの任期と同期間とする。

8. 理事会メンバーの解任

- (1) 本法セクション11に定める根拠に基づく理事会メンバーの解任について、当該目的において会長が任命した当局者による正当かつ適切な調査が行われるまで、また、当該メンバーに発言を認める合理的な機会を与えるまで、解任を行わないものとする。

9. 職業上のメンバーの任命

州政府の各局を代表する職業上のメンバーの任命は、5名までとする職業上のメンバーのうち4名については、森林環境野生生物管理局、園芸及び換金作物開発担当局、農村管理・開発及び観光担当局の局長がそれぞれ務めるものとする。環境の分野からは総括首席森林保護官（環境）が代表として参加し、理事会の執行メンバーも務めるものとする。

10. 事務局及び理事会設立

理事会の事務局はシッキム州ガントクの森林事務局に設置するものとする。州政府は、理事会の効果的かつ円滑な機能に向け、十分な人的資源及び設立費用を提供するものとする。理事会は自治体として活動を行い、本法に定める行政上及び財政上の完全な自治権を有することになる。

11. 理事会の執行メンバー

- (1) 執行メンバーは、理事会の会長の指導のもと、理事会における日々の運営、基金の管理、及びプログラムの各種活動実施について責任を負うものとする。
- (2) 理事会が発することになる全ての命令及び指示について、執行メンバーの署名、又は会長若しくは会長代理により承認されたその他のあらゆる当局者の署名を要するものとする。
- (3) 執行メンバー又は当該目的において会長又は会長代理により承認されたその他のあらゆる当局者は、承認予算における全ての支払いについて、これを裁可し実行することができる。
- (4) 執行メンバーは、理事会における承認済み及び一括裁可済み予算及び作業プログラムの概算について、事務的かつ技術的な裁可を行う権限を持つものとする。

- (5) 執行メンバーは、各種個人、並びに非政府組織、生物多様性管理委員会、共同森林管理委員会（JFMC）、生態系開発委員会（EDC）、及び理事会の承認済み及び裁可済み予算及び作業プログラムを含む組織に対し、補助金を付与する権限を持つものとする。執行メンバーはまた、これについて規定を設ける権限を持つものとする。
- (6) 執行メンバーは、理事会による正式な承認を受け、各種地方及び国内外組織との覚書に署名する権限を持つものとする。
- (7) 執行メンバーは、理事会の機密文書を管理するものとし、その安全な保管について責任を負うものとする；当該メンバーは理事会の指示を受けたあらゆる時点において、当該文書を提供するものとする。
- (8) 執行メンバーは、全ての当局者及び理事会スタッフに関する機密報告書の作成及び維持を行うものとする。
- (9) 執行メンバーは、理事会により随時委託されるその他の役割を果たすうえで、該当するその他の権限を行使するものとする。

12. 理事会の会議

- (1) 理事会は年度を通じて少なくとも2回会議を行うものとし、通常はこれを6ヶ月ごとに理事会の事務局にて行うものとする。
- (2) 会長は、5名以上の理事会メンバーからの書面による要請又は州政府からの指示を受け、理事会の特別会議を招集するものとする。
- (3) 通常の会議については15日前にメンバーへの事前通知を行い、特定の目的を持つ特別会議については3日前にメンバーへの事前通知を行うものとし、通知には会議の開催日時及び場所を記載するものとする。
- (4) 全ての会議において会長が議長を務めるものとし、会長が不在の場合には会長により承認された理事会メンバーが議長を務めるものとする。
- (5) 理事会の決定は、これが必要な場合、出席メンバーの多数決及び採決により行うものとし、会長又は会長不在の場合その代理を果たすメンバーが2度目の投票を行う又は決定票を投じるものとする。

- (6) 各メンバーの持ち票は、1票とする。
- (7) 理事会による会議の定足数は、5名とする。
- (8) 会議の15日前までに通知が行われなかったあらゆる議題について、会長の裁量において許可が与えられない限り、いかなるメンバーも会議においてこれを提示する権利を持たないものとする。
- (9) メンバーに対する会議の通知は、当該通知を配達人が届けるか、最後に更新された住居又は事業の登録住所に書留郵便で送付するなど、理事会の執行メンバーが状況に応じ適切と考える方法で行うものとする。
- (10) 理事会はまた、これを適切かつ適格と判断した場合、業務の処理を行ううえでその他の手順を踏むことができる。

13. 理事会による専門家委員会の設立及び当該委員会の権利

- (1) 理事会は適切と判断した目的に応じて任意の数の委員会を設立することができ、委員会は理事会メンバーのみで構成する、又は理事会の非メンバーのみで構成する、又は理事会メンバーと非メンバーの組み合わせで構成することができる。
- (2) 委員会のメンバーには、植物薬、農業、園芸、畜産、漁業、手工芸、手織り機、遊牧、材木を除く林産物、文化、伝統及び民間伝承、観光、付加価値提供など各分野において博識な生物多様性管理委員会の専門家を含むことができる。
- (3) 専門家委員会のメンバーのうち理事会メンバー以外に対しては、会議への出席に応じ理事会が適切と判断した費用及び手当が支払われるものとする。
- (4) 理事会は、当該人物による支援又は助言が有用であると考えられるあらゆる人物を、あらゆる会議での話し合いに招くことができる。このような形で理事会と関わる人物は、理事会により定められた手当を随時受け取る権利を持つものとする。

14. 理事会の一般的役割

とりわけ、その他の条項の一般性を害することなく、理事会は以下の役割を果たすことができる：

- (1) 本法セクション23に定める活動を管理する手順及び指針を策定する。
- (2) 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び生物資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関連したあらゆる事項について、州政府に対する勧告を行う。
- (3) 持続可能でない生活形態から持続可能な生活形態に移行済みである又はその移行段階にある村民に対し生活支援を提供する。
- (4) 既に生物資源の保全、その持続可能な利用、及びその利用により生じた利益の衡平な配分を行っている個人及び機関の促進及び強化を図る。
- (5) 州政府各局に向け技術支援及び指導を提供する。
- (6) インド国籍保有者によるあらゆる生物資源の商業利用又はその生物学的調査及び生物学的利用について、承認又は要請の許可の付与によりこれを規制する。ただし、生物多様性の育成者及びに耕作者並びに伝統医療の従事者である *baidis*, *amjis* 及び *bongthings* を含む地域の地域住民及び地域社会に対しては本規則の条項が適用されないものとする。
- (7) 州における生物多様に関する戦略及び行動計画の更新及び実行を促進する
- (8) 調査の委託並びに調査及び研究への出資を行う。
- (9) 理事会が効果的に役割を果たすための技術支援を目的とし、指定した期間にわたりコンサルタントを起用する。
- (10) 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関連した技術及び統計データ、説明書、規約、又は手引書の収集、収録、及び出版を行う。
- (11) マスメディアを通じ、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する包括的なプログラムを組織する。
- (12) 生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関するプログラ

ムに取り組んでいる又は取り組む可能性のある職員の育成計画を策定及び構築する。

- (13) 理事会による受領金並びに州及び中央政府からの基金の平価引き下げを加味した理事会の年次予算を作成する。ただし、中央政府による割り当ては中央政府の承認した予算関連条項に準じて行うものとする。
- (14) 理事会は、年次予算及び作業プログラムの承認及び一括裁可を行う完全な権限を持つものとする。
- (15) 理事会の役割を効果的に果たすための役職設置に向けた州政府への勧告を行うとともに当該役職を設置する。ただし、これに該当するいかなる役職も、恒久的・一時的な役職又は役職の種類を問わず、州政府の事前承認無しには設置が行われないものとする。
- (16) 当該役職への人員採用又は昇進に関する手法を承認する。
- (17) 生物多様性の登録簿及び電子データベースを通じ、生物資源及び関連伝統知識の効果的な管理、促進及び持続可能な利用の確保を目的としたデータベース構築並びに生物資源及び関連伝統知識の情報及び文書化システム構築に向けた取り組みを行う。
- (18) 地方団体・生物多様性管理委員会に対し書面及び適切な口頭手段による勧告及び指示を行い、本法の効果的な施行を図るとともに、保全、持続可能な利用、及び衡平な利益配分に関連したあらゆる施策への当該団体・委員会による有意義な参加を図る。
- (19) 州政府に対し、理事会の機能並びにその枠組みにおいて定められた規則及び本法の施行に関する報告を行う。
- (20) 林産物を除く生物資源の費用について随時勧告、設定、修正及び徴収を行う。
- (21) 国民生物多様性登録簿に記録された情報の保護など、適切な形で機密性の維持を図るシステムを含む、生物資源及び関連知識に関する知的所有権を含む権利の保護を確実にを行うための手段を考案する。
- (22) 生物多様性管理委員会に対し、指定された目的における助成金及び補助金を裁可する。
- (23) あらゆる活動又は作業について、本法への準拠を確認するための実地調

査を実施する。

- (24) 生物多様性及び生物多様性に頼った生活形態が計画及び管理の全セクターに統合されるとともに、地域から州まであらゆるレベルにおいて統合されることを確実にし、当該のセクター及び行政レベルによる効果的な保全及び持続可能な利用への貢献を実現する。
- (25) 本法の条項を実施するうえで必要となる、又は州政府が定めることのできる、その他の役割を随時遂行する。
- (26) 動産及び不動産を取得、保有及び処分する権限、及びこれに関する契約を結ぶ権限を持つものとする。
- (27) 個人、団体、又はその両方による、州の生物多様性分野における革新及び貢献に対し、賞の授与を行う。
- (28) 生物多様性管理委員会の実績を評価するための指標を作成し、州の各レベルにおいて毎年最も功績を挙げた生物多様性管理委員会に対し賞の授与を行う。
- (29) 当該評価に基づき、功績の乏しかった生物多様性管理委員会については、関連する地方団体からの勧告を受け理事会の決定によりこれを解散することができ、代わりとなる新たな生物多様性管理委員会を設立することができる。

15. 会長の権限及び責務

- (1) 会長は、理事会の実務が効率的にかつ本法及び本法に基づき定められた規則に従って行われていることを確実にするものとする。
- (2) 会長は、理事会の当局者及びスタッフに対し一般的な監督者としての権限を持つものとし、理事会の実務における行動及び管理について必要な指示を行うことができる。
- (3) 会長は、理事会で行われる全ての会議を招集し、これに出席し、理事会における全ての決定事項が適切な形で実行されることを確実なものとする。

- (4) 理事会から随時委任される役割について、会長は該当するその他の権限を行使しこれを果たすものとする。
- (5) 会長は、事務及び財務に関する理事会の全権限を行使するものとするが、これは後の理事会において承認を得る必要がある。

16.理事会の雇用者の業務に関する諸条件

- (1) 理事会の雇用者に関する諸条件は、州政府において同等の給与枠にある雇用者のそれと合致するものとし、その任命は一般的に契約に基づき、又は代表者の選定の形で行われるものとするが、州政府が別の決定を下した場合はその限りではない。

17.生物資源へのアクセス又はその収集に向けた手続き（本法セクション24）

- (1) 研究又は商業利用を目的とした生物資源及び関連知識のアクセス/収集を求めるあらゆる人物は、理事会に対し、附則に示す様式 I を使用し申請を行うものとする。各申請につき、研究目的におけるアクセスについては100ルピー、商業利用目的の場合は1000ルピーの費用を小切手又は一覽払い手形として支払うものとする。
- (2) 理事会は、申請について十分な精査を行った後、必要に応じて関連する地方団体との協議を行い追加の情報を収集したうえで、当該申請を受領してから3ヶ月の間に当該申請に関する決定を下すものとする。これに関連して、本法の目的において、「協議」の文言にはとりわけ以下の手順が含まれるものとする：（a）アクセス又は収集の提案に関する地域言語での通知の公開、（b）地方団体の総会との話し合い、及び（c）当該提案並びに保全及び生活形態に対する影響に関する十分な情報提供を受けたうえでの総会による公式な同意。
- (3) 申請の精査が十分に行われたと判断した時点で、理事会は申請を許可することができ、又は、その活動が生物多様性の保全及び持続可能な利用又は

当該活動から生ずる利益の衡平な配分の目的に害を及ぼす又は当該目的に反していると判断した場合には、あらゆる活動を制限することができる。

- (4) アクセスの許可は、承認された理事会の職員が正式に署名を行った書面による同意を通じて行うものとし、これを受け申請者はアクセス/収集を管理するものとする。当該文書の様式は理事会が決定するものとする。
- (5) 許可を付与する条件として、許可の対象となる生物資源の保全及び保護に向けた特定の施策を示すことができる。
- (6) 理事会は、申請内容を応諾できないと判断した場合、その理由を記録したうえで、当該申請を却下することができる。申請を却下する命令を発するに先立ち、申請者に対し発言を認める合理的な機会を与えるものとする。関係当事者に発言の機会を与えるまでは、いかなる命令も発しないものとする。
- (7) 上記(1)に言及する様式により提供されたあらゆる情報を機密扱いとし、故意又は過失に関わらず、これに関連しないあらゆる人物への開示を行わないものとする。

18. アクセス/許可の取消し

- (1) 理事会は、あらゆる訴状又は申し立ての権利に基づき、以下の条件のもとアクセスの許可を撤回し、書面による同意を取消することができる：
 - (i) 当事者による当該生物資源へのアクセスが本法の条項又は申請が認められた条件に違反するという合理的確信に基づいている場合；
 - (ii) 当事者が合意内容を遵守しなかった場合；
 - (iii) アクセスに関する条件を遵守しなかった場合；
 - (iv) 環境保護及び生物多様性の保全、並びに地域社会の権利、生活、及び知識に関連して公共の利益を優先する場合；
- (2) 必要に応じ調査を実施し関係当事者に発言を認める機会を与えてからのみ、取消し命令を発するものとする。
- (3) 理事会は、当該アクセスを禁止する取消し命令、また、被害を引き起こし

た場合にはその程度を見極め被害の回復に向けた対策を求める取消し命令について、その写しを生物多様性管理委員会に送付するものとする。

19. 生物資源へのアクセスに関連した活動の制限

- (1) 理事会は、これを必要かつ適切と判断した場合、以下の理由において、生物資源へのアクセスを求める提案を制限又は禁止するための手段を講じるものとする：
 - (i) 絶滅危惧種又は当該アクセスにより絶滅の危機にさらされる可能性のある生物種へのアクセスが要請された場合
 - (ii) 固有種及び希少種へのアクセスが要請された場合
 - (iii) アクセスの要請により地域住民の生活、文化又は先住民族の知識に悪影響を及ぼす可能性がある場合
 - (iv) アクセスの要請により環境に対して管理及び軽減が難しいと考えられる悪影響を及ぼす可能性がある場合
 - (v) アクセスの要請により遺伝的侵食を引き起こす又は生態系の機能に影響を及ぼす可能性がある場合
 - (vi) 資源の利用目的が国益及び当該国の締結したその他の関連する国際協定に反する場合。
- (2) 制限を課すいかなる命令も、関連する地方団体及び生物多様性管理委員会と協議を行い当事者に発言を認める機会を与える形で必要な調査を行ってからのみ発するものとする。

20. 州における生物多様性基金の運営（本法セクション31及び32）

- (1) 理事会は国営銀行の口座を持つものとし、その運営は理事会の執行メンバー又はこれに関連し承認を受けたその他の理事会職員により行われるものとする。

- (2) 州の生物多様性基金には2つの異なる会計部門を設けるものとし、一つは中央政府・国の生物多様性当局及び州政府からの受領金（補助金及び融資）に関連付けるものとし、これは理事会が決定した支給元からの受領を含み、残りの一つは費用、ライセンス料、使用料及び理事会によるその他の受領に関連付けるものとする。
- (3) 州政府は、これに関する法律に準じた州議会による正当な割り当てを受け、州政府が本法の目的に沿う適切な利用と判断する当該合計金額を理事会に支払うものとする。
- (4) 理事会は、1976年外国貢献（規正）法の条項を正しく遵守することにより国内外の資金援助仲介者から資金を受け取る権限を持つものとする。執行メンバーは、理事会の承認を受けただうえで、当該提案書の作成及び提出並びに当該計画の実施を行う権限を持つものとする。
- (5) 理事会は、基金の管理及び用途について、その透明性及び説明責任を一般に向けて保証するための指針を策定するものとする。

21. 年次報告書及び年次決算報告書（本法セクション33及び34）

- (1) 理事会は、各財政年度において活動の詳細を記した年次報告書及び年次決算報告書を作成し、これを州政府に提出するものとする。
- (2) 理事会は、会計を維持するための手順を定めるものとする。理事会の勘定は毎年、理事会の目的において任命された公認会計士により監査を受けるものとする。州の経理局長もまた会計の監査を行うことができ、この経費は理事会が負担するものとする。
- (3) 理事会は、州政府が総会において当該報告書を提示できるよう、毎年9月までに年次報告書を各財政年度における監査済みの決算報告書と併せて州政府に提出するものとする。

22. 生物多様性に関する世界遺産の設定及び管理（本法セクション37）

- (1) 理事会は地方団体及びその他の主要関係者との協議を通じ、生物多様性が大きな価値を持つ地域の世界遺産への指定を図るうえで必要な対策を講じるものとする。理事会からの勧告を受け、中央政府との協議を行ったうえで、州政府は当該通知を発行するものとする。
- (2) 理事会は世界遺産の選定、管理及びその他の事項に関する指針を策定し、これにより該当する生物多様性管理委員会に対し意思決定の役割を確実に規定するものとする。

23. 生物多様性管理委員会の設立（本法セクション41）

- (1) あらゆる地方団体はその管轄地域において生物多様性管理委員会を設立するものとする。これに基づき、村パンチャーヤト、県パンチャーヤト、並びに都市部自治体及び自治都市レベルにおいて生物多様性管理委員会を設立するものとする。
- (2) 生物多様性管理委員会は地方団体に指名されたメンバーで構成されるものとし、少なくとも3分の1以上、可能であれば半数以上が女性で構成されるものとする。指名される6名は地域における博識な人物とし、植物学者、農学者、木材を除く林産物の収穫者、野生生物資源関係者、漁師、利用者組合の代表者、地域援助の専門家、学術者及び組織に属する人物・代表者から、生物多様性管理委員会の任務に大きく貢献できると地方団体が確信した人物を選定するものとする。上記で指名される人物は、有権者リストに名前が記載されている、当該地方団体の管轄内に暮らす住民とする。
- (3) 関連する地方団体の会長は、生物多様性管理委員会において職権上のメンバーとなり、生物多様性管理委員会の会長として役目を果たすものとする。
- (4) 指名を受けた生物多様性管理委員会のメンバーについて、その任期を3年とする。
- (5) 森林における野生生物の多様性及び/又は生物多様性に関する事項については、生物多様性管理委員会に対して関連する共同森林管理委員会（JFMC）

及び/又は生態系開発委員会（EDC）への支援要請を義務付けるものとする。

- (6) 地方団体は、森林、農業、園芸、畜産、農村開発、教育などあらゆる政府部局から6名を指名し、特別に招くものとする。
- (7) 地域を代表する州議会議員は、各レベルにおける生物多様性管理委員会の会議に特別に招かれることになる。
- (8) 県パンチャーヤトにより、政府機関、非政府組織、学术界、地域、及び個人から選ばれた生物多様性の分野の専門家で構成される技術支援グループが設立される。専門家グループは生物多様性管理委員会への支援を行うものとする。
- (9) 保全、持続可能な活用、及び生物多様性により生ずる利益の衡平な配分を確実に行うことは、生物多様性管理委員会において極めて重要な任務である。生物多様性管理委員会は、国民生物多様性登録簿の作成を促進するものとする。登録簿は、地域の生物資源の有用性及び知識並びにその医療又はその他の用途での利用、又は関連するその他のあらゆる伝統的な知識に関する包括的な情報を含むものとする。県パンチャーヤトの生物多様性管理委員会は、県全域における国民生物多様性登録簿データベースのネットワーク構築について責任を負うものとする。国民生物多様性登録簿は、村民会議・パンチャーヤト・都市群自治体・自治都市における生物多様性管理委員会レベルで、理事会の定めた手順及び形式に則り作成するものとする。生物多様性管理委員会及び地方団体は、国民生物多様性登録簿に記録された知識を確実に保護する責任、とりわけ外部機関及び個人へのアクセスを規制する責任を負うことになる。
- (10) 関連する地方団体は、生物多様性管理委員会のメンバーに対し写真付き身分証明書を提供するものとする。
- (11) その他のいかなる法律に定められた内容に関わらず、その効力が及び期間において、理事会又は理事会若しくは生物多様性管理委員会に承認されたいずれかの当局者が、本法における違法行為又は違反が行われたとの確信に至る合理的な根拠を持つ場合：

- (i) 当事者に対し、当事者が管理、保管又は所有する生物資源、又は本法の条項において当事者に付与された又は当事者による所持が求められるあらゆる免許、許可証又はその他の書類を査察に向けて提出するよう要請する；
- (ii) 搜索又は調査を実施する目的において、あらゆる車輛又は船舶を停止させ、当事者の占有するあらゆる建物、敷地、車輛、又は船舶への立ち入り及びその搜索を行い、荷物又はパソコン、カメラ、ビデオカメラ、電子カメラ、及びその付属など各種アナログ又はデジタルのデータ記録装置を含む当事者のその他の所持品を調べる；
- (iii) 本法の条項において免許又は許可証が必要となるあらゆる行為を働いている様相を呈するあらゆる当事者を立ち止めて拘束する。当事者が当該免許又は許可証を提示できない場合、本件を県の生物多様性管理委員会及び理事会の執行メンバーに通達し、当該違法行為に関連した生物資源を管轄する森林担当当局者に本件を引き渡す。
- (iv) 当事者が働いたとみなされる本法における違法行為に関連した指定生物資源又はその派生物を、違法行為に利用されたあらゆる道具、車輛、船舶又は兵器と併せて押収し、これを県の生物多様性管理委員会及び理事会の執行メンバーに通達し、当該違法行為に関連した生物資源を管轄する森林担当当局者に本件を引き渡す。
- (v) 森林担当当局者は、当該違法行為に関連して押収した生物資源について、その安全な保管に向け、押収が行われる根拠となった違反行為を法廷において裁きにかけるに先立ち、当該押収物に対しあらゆる人物による保証金の支払いが行われた場合、その時点においてこれを受け渡すことができる。
- (vi) 拘束されたあらゆる当事者又は前述の権限における押収物について、法廷において早急に裁きをかけ、法律に照らし合わせその処遇を決定するものとする。
- (vii) 本法において提示が求められる事項を満たすことができないあらゆる当事者について、妥当な理由がない場合、本法の違法行為について有罪とする。
- (12) 生物多様性管理委員会のメンバー又は森林担当当局者による、善意に基づいたあらゆる行動、又は本法若しくはこれに則り策定された規則及び規

制に基づくという意思を持って取られた行動について、いかなる裁判、起訴、又はその他の法的手続きも行わないものとする。

- (13) 生物多様性管理委員会が果たすその他の役割は、州の生物多様性に関する理事会又は当局から付託されたあらゆる事項についての勧告、並びに伝統医療従事者及び生物資源を利用するその他の人物に関するデータの維持、又は州政府により定められた要件の実行である。
- (14) 県パンチャーヤトの生物多様性管理委員会は、県における生物多様性委員会の全体的な機能を監督する当局として役割を果たす。
- (15) 県の生物多様性管理委員会は、地域レベルの開発計画において生物多様性の保全に対する懸念を主要な課題として提起することを図るものとする。
- (16) 理事会は、国民生物多様性登録簿を作成するうえで生物多様性管理委員会に対して指針及び技術支援を提供するものとし、当該登録簿に記録された全ての情報が外部機関及び個人による不正使用及び私物化から法的に保護されるものとする。
- (17) 委員会はまた、受け継がれた伝統知識に関する生物資源へのアクセスの詳細、収集に課せられた費用の詳細、並びに生じた利益及びその配分形式の詳細に関する情報を提供する登録簿を維持するものとする。
- (18) パンチャーヤト、県パンチャーヤト、都市部自治体、自治都市レベルにおける生物多様性管理委員会は、管轄地域における多様な目的を持つ異なる団体に対して、生物資源及び関連知識へのアクセスの許可に係る諸条件を決定することができ、管轄地域において商業利用目的であらゆる生物資源へのアクセス又は収集を行うあらゆる人物から、費用を徴収する形で料金を課すことができる。私有地から収集・採取された素材に課せられた料金の大部分は、土地所有者・耕作者、知識保有者（たち）に受け渡すものとし、その残高を生物多様性管理委員会の地域における生物多様性基金に払い込むものとする。政府の所有地から収集・採取された素材に課せられた料金については、その全額を生物多様性管理委員会の地域における生物多様性基金に払い込むものとする。
- (19) 理事会は、アクセスの条件及び生物多様性管理委員会による費用の徴収について指針を提供するものとする。

- (20) 村パンチャーヤト、県パンチャーヤト、都市部自治体、自治都市における生物多様性管理委員会は、国民生物多様性登録簿の内容を活用し生物多様性管理計画を策定し、その実施について責任を負うものとする。
- (21) 地方団体は、生物多様性管理委員会を既存の地方機関の機能に確実に統合するものとし、これを相互メンバー制度、定期的な調整会議、又は地方団体の決定した施策若しくは理事会の指定した施策を通じて行うものとする。
- (22) トレッキングの目的地においては、生物多様性管理委員会は関連する共同森林管理委員会・生態系開発委員会との協議を経て、当該のトレッキング目的地において遵守すべき「エコツーリズム規約」を示した決議を可決するものとする。規約には、観光が環境に配慮した、生物・生命をめぐる海賊行為を防ぐ、文化的に容認できるものであり、衡平な利益配分をもたらすものであり続けるための確実な仕組みを含めるものとする規約により、村落の住民に対して公正かつ平等かつ雇用の機会を確実に与えるものとし、トレッキング参加者及び旅行代理店が時宜にかなった質の高いサービスを確実に受けられるものとする。
- (23) エコツーリズム規約の違反が行われたあらゆる時点において、県の生物多様性管理委員会に対して迅速に通達を行うこと。
- (24) 生物多様性管理委員会により正式に推奨されたエコツーリズム規約について、その写しを県の生物多様性管理委員会に転送し、承認を受けるものとする。生物多様性管理委員会にはまた、関連する共同森林管理委員会・生態系開発委員会と協議したでエコツーリズム規約の修正を加える権限を与えるものとし、これを同じく県の生物多様性管理委員会に転送し承認を受けるものとする。県の生物多様性管理委員会は、エコツーリズム規約及びその修正事項について理事会に適宜報告を行うものとする。理事会は観光局並びに州におけるツアー及び旅行代理店の協会に対してこれらの写しを提供するものとする。

24. 地方における生物多様性基金（本法セクション42から46）

- (1) 地方団体レベルにおいて、地方における生物多様性基金を設立するものとする。
- (2) 理事会は、本法の目的において州政府、中央政府、又は当局から受領した融資又は補助金を地方団体に提供するものとする。地方団体は理事会が特定又は指定したその他の経路を通じて基金にアクセスすることができる
- (3) 地方における生物多様性基金は、生物多様性管理委員会により運営されるものとする。理事会は、生物多様性管理委員会による基金運営に関する指針を策定するものとし、指針には該当する地方団体のメンバー全員に対して機能の透明性及び説明責任を示す手法を含むものとする。
- (4) 生物多様性管理委員会は、地方における生物多様性基金用に国営銀行又はシッキム州立銀行にて単一の銀行口座を維持するものとする。委員会の会長及び副会長が共同で口座の運営を行うものとする。資金の引き出しは、生物多様性管理委員会のメンバー全員から書面による許可を得てからのみ行うものとする
- (5) 生物多様性管理委員会が行うあらゆる作業について、その実施に関しては作業開始に先立ち、村の代表となる建物、学校、公共の保健所など、村落において公の目立つ場所に表示板を設置し、特に以下の項目を列挙するものとする：
 - (i) 生物多様性管理委員会の設立年度、
 - (ii) 作業又は取り組みの名称、
 - (iii) 作業期間、
 - (iv) 年間の物理的及び財政的目標、
 - (v) 受益者の一覧、
 - (vi) 実施予定の作業項目並びにその実施場所及び費用の概算。
- (6) 基金は、関連する地方団体の管轄地域における生物多様性の保全及び促進に向けて、地域のコミュニティに利益をもたらす形で、生物多様性の保全に沿う限りにおいて使用するものとする。

- (7) 基金はとりわけ、持続可能でない生活形態から既に移行した村民又は持続可能でない生活形態から持続可能な生活形態への移行段階にある村民に生活援助を提供する目的で使用するものとする。
- (8) 地方における生物多様性基金の勘定は、理事会の指定した形式に則り各財政年度の定められた期間に作成するものとする。
- (9) 本法における違法行為又は違反を発見したあらゆる場合において、理事会は生物多様性管理委員会の協力を受け、罰金の50%に相当する額を関連する生物多様性管理委員会の地方における生物多様性基金に払い込むものとする。
- (10) 生物多様性管理委員会は、前財政年度の活動を詳細に述べた年次報告書を作成し、その写しを理事会と地方団体の総会に提出するものとする。
- (11) 地方における生物多様性基金の勘定科目について、理事会に指定された形式で維持及び監査を行うものとする。

T.R. Poudyal インド森林職

総括首席森林保護官及び事務次官

森林環境野生生物管理局

シッキム州政府

ファイル番号：268/884/FEWMD/2006

(本規則17を参照のこと)

様式 I 商業利用目的における生物資源及び関連する伝統的な知識へのアクセス
に向けた事前許可を求める申請書

パート A

1. 申請者の詳細情報
 - (i) 氏名 :
 - (ii) 本籍地 :
 - (iii) インドの連絡担当者・代理人がいる場合、その住所 :
 - (iv) 組織の略歴 (申請者が個人の場合は個人の経歴)。(関連する証明書類を提出のこと) :
 - (v) 事業の特性 :
 - (vi) インドルピーに換算した組織の売上高

2. 要請するアクセスの特性並びに生物資源及び/又は関連する知識へのアクセスに関する詳細かつ具体的な情報 :
 - (i) 生物資源 (学名) 及びその伝統的用途の特定 :
 - (ii) 提案された収集が行われる地理的場所 (これが該当する場合には、村落、郡及び県を含む) :
 - (iii) 伝統知識並びにその既存の形態及び用途の説明・特性 (口頭・書面) :
 - (iv) 伝統的な知識を保有する個人・家族・コミュニティの特定 :
 - (v) 収集されることになる生物資源の量 (予定を明記のこと) :
 - (vi) 生物資源の収集を行う時間枠の提案 :
 - (vii) 企業により承認を受けた、収集を行う人物の氏名及び数。

- (viii) アクセスの要請目的となる、研究の種類及び範囲、並びに派生する商業利用及び派生すると予想される商業利用など：
 - (ix) 当該資源の収集及び利用により生物多様性の構成要素が脅かされる危険性の有無。
3. アクセスした生物資源及び伝統知識の利用から生じる、コミュニティに還元される利益の推定
 4. 利益配分の仕組み及び手法の提案。
 5. その他の情報

パートB

宣誓

私/我々は以下の内容をここに宣誓する：

- ・ 提案した生物資源の収集及び利用により、その資源の持続可能性に害が及ばないものとする；
- ・ 提案した生物資源の収集及び利用により、環境へのいかなる悪影響も引き起こさないものとする；
- ・ 提案した生物資源の収集及び利用により、生態系システム、生物種及び遺伝的多様性を含む生物多様性が脅かされないものとする；
- ・ 提案した生物資源の収集及び利用により、地域のコミュニティに害が及ばないものとする；

私/我々は、理事会又は生物多様性管理委員会により課せられたあらゆる費用及び・又は利用料を支払うことを約束する。私/我々は加えて、理事会が定める通り、取消不能の銀行保証を提供することを約束する。

私/我々は加えて、申請書の中で提供した情報が事実かつ正確であり、事実と反する・誤った情報について私・我々が責任を負うことをここに宣誓する。

署名

氏名

称号

場所

日付